# <u>障害者福祉システム等標準化検討会</u> 障害福祉サービスワーキングチーム(第2回)議事概要

日時:令和3年10月14日(木)13:30~16:20

場所:日本コンピューター株式会社 汐留シティセンター10F セミナールーム A・B 及び WEB 会議

出欠(敬称略):

# (構成員)

出席 生田 正幸 関西学院大学人間福祉学部教授 出席 後藤 省二 株式会社地域情報化研究所社長

出席 早水 宏樹 東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課 課長代理

出席 松浦 孝史 大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課 総括主査

欠席 宮田 宏之 小山市総務部情報政策課 主任

出席 杉村 侑紀 千葉市保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課 主事

出席 中村 航 船橋市健康福祉局福祉サービス部障害福祉課 主事

欠席 飯間 翠 葛飾区福祉部障害福祉課 主事

出席 清水 隆 二宮町健康福祉部福祉保険課 主事

欠席 田原 克志 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

欠席 矢田貝 泰之 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

出席 巣瀬 博臣 厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐

出席 島添 悟亨 厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐

老健局介護保険計画課 社会·援護局障害保健福祉部企画課 併任

出席 高相 泰忠 厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部企画課 課長補佐

出席 井上 明子 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 データ解析専門官

# (オブザーバー)

欠席 伊藤 豪一 デジタル庁 プロジェクトマネージャー

出席 前田 みゆき デジタル庁 プロジェクトマネージャー

出席 池端 桃子 デジタル庁 プロジェクトマネージャー

出席 丸尾 豊 デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐

欠席 清水 康充 デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐

出席 米井 駿 デジタル庁統括官付参事官付

出席 羽田 翔 総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 理事官

#### 【議事次第】

- 1. 開会
- 2. 第2回 WT の検討概要
- 3. 1.1 版案への反映
- 4. その他

## 【議事概要】

## ○厚労省障害部

・本日の障害福祉サービスWTより東京都、大阪府の構成員に新たに参画していただいている。障害者福祉システムの標準仕様書については令和3年8月30日に第1.0版を公表した。標準仕様書の対象としては、市町村の基幹業務が対象となっているが、障害福祉サービスの分野においては補装具の判定事務について、市町村から都道府県へ判定依頼を送付する事務があり、都道府県の事務にも関係すると認識している。そのため、都道府県の構成員にも標準仕様の内容をご確認いただき、ご意見等をいただきたい。

#### ○船橋市構成員

- ・(資料2の8ページ)障害福祉サービスの予備欄の対応を説明していただいたが、予備欄について は暫定支給期間を印字する必要があると認識している。今回、予備欄については管理項目から印字 できる対応をするとの説明であるが、暫定支給期間についても問題なく印字することができる認識 で問題ないか。
  - ⇒ (事務局) 障害福祉サービスの受給者証について、予備欄や特記事項ついては事務処理要領で印字内容を指定されている項目と指定されていない項目がある。ご意見の内容については前者であるため、帳票詳細要件の印字編集条件に事務処理要領で指定された内容を印字するように記載をしている。また、後者にあたる予備欄については、説明させていただいた通り、自治体の運用にあわせて、固定文言と各管理項目を印字できるようにしている。

### ○大阪府構成員

- ・ (資料2の5ページ) 備考欄については決定通知書や認定通知書等の理由付記情報を印字できるの か確認させてほしい。
  - ⇒ (事務局) 不服申し立ての教示文および、備考欄、余白項目について再度、説明させていただく。決定通知書、認定通知書等の教示文については資料2の7ページに記載の通り、教示文全体を文言マスタとして自治体が設定した内容で印字できる仕組みとしている。備考欄については資料2の5ページのように、文言マスタから固定文言、印字したい項目を管理項目から印字できるようにしている。余白については基本的に注意事項等を設定すると思われるため固定文言の印字ができる仕組みとしている。
  - ⇒ (大阪府構成員) 備考欄は固定文言の印字ではなく、各市町村である程度自由に設定した内容を 印字できるとの認識で問題ないか。
  - ⇒ (事務局) その認識で問題ない。

#### ○船橋市構成員

- ・ ((別紙4)帳票レイアウトの137ページ)「高額障害福祉サービス等給付費の給付要件確認に関する届出書」になるが、現在、国から指定された様式を変更しており、届出者提出者の項目の上に、税情報や生活保護受給情報について市の方で確認するための同意書欄の枠を用意している。今回の帳票レイアウト変更の対応例の中で、本市の対応は難しいと感じているが、事務局として何か対応方法があれば教えてほしい。
  - ⇒ (事務局) もともと余白のスペースがとれそうにない帳票については、どう対応するのかという 趣旨と理解した。帳票内の各項目の高さ等を調整し、できるだけ余白をとれるようにしたい。

## ○二宮町構成員

- ・9月30日付で厚生労働省より障害福祉DBの構築に伴う事務連絡が発出されている。この障害福祉DBに 関する内容についても、今後、標準仕様の中で取り込まれるものと考えで問題ないか。
  - ⇒ (事務局) 例えば、申請段階で受給者証番号が付番されるなど、すでに整理されている事項については、標準仕様に反映している。今後、整理される内容についても反映する方向で進めさせていただく。

# ○後藤構成員

- ・ ((別紙3)帳票詳細要件\_06.障害福祉サービス等(受給者管理)のシート31~36)認定や却下など行政処分にかかる決定通知等ではなく、事務的な「お知らせ」であることから、通番5に「市区町村長名」とあるが、必ずしも市区町村長名で発出する必要はないと考える。また、所管の課長名で公印無しで通知することでも差し支えない。そのため、市区町村長名で電子公印付きの文書を発行するシステム運用を行う自治体が散見されることについて、項番5が「市区町村長」で適切であるか確認させてほしい。
  - ⇒ (事務局)システム上ではパラメタで設定したものを公印とセットで印字するような記載としている。そのため福祉事務所長名や課長名など自由に設定できるようにしている。ただし、帳票レイアウト上は「市町村長名」のような記載となっているため、市町村長名で使用する帳票と見られる可能性はある。帳票レイアウト上の記載内容については自治体構成員の意見も確認したい。
  - ⇒ (船橋市構成員) 住民へ通知する帳票はいろいろある中で、公印が不要な通知は号外や事務連絡として、課長名を付して送付しているものがある。また、発行者名や公印有無の判断基準については扱っている担当や係により異なるのが実情である。そのため、これを機にある程度、整理できることは望ましい。
  - ⇒ (二宮町構成員) 二宮町も船橋市と同様で、通知によっては事務連絡として、課名や課長名で公 印は押さずに通知しているものがある。どの通知に対して、どう対応すべきか精査していく必要 がある。
  - ⇒ (事務局) 例えば、行政処分の教示文の無い帳票については、市長名を課長名に一律対応とした場合、見え方や標準仕様への定義としてどうか。
  - ⇒ (厚労省情参室) 地方自治体の仕組みにおいては、事案決定手続規定で執行権限が各機関へ委任されていると認識している。従って、案件の重要度によって内部規定により定められており、一律に特定した記載にすることは難しいと考える。
  - ⇒ (後藤構成員) 各自治体において決裁規定を定めていることは認識している。その上である程

度、定例的な通知等の決定権は主管課長に委任されている自治体が多いと理解している。ただ し、システム上機能があるため、市長名での印字、公印有りで安易に出力されるのはどうかと思 い意見をさせていただいた。

## ○後藤構成員

- ・障害者福祉の分野でも、さまざまなデータ分析や解析というのが、今後進められていくと認識しているが、その辺りについて何か共有いただけることなどあれば、厚生労働省よりお願いしたい。
  - ⇒ (厚労省障害部) 厚生労働省として現在の統計資料については十分でないと認識している。例えば障害支援区分の認定データと給付費の明細情報が紐づいていないなどがある。こういった情報を結びつけた分析ができるように障害福祉DBの構築を検討している。将来的には補装具や手帳の情報も取り入れ、詳細な分析ができるようになればと考えている。

# ○厚労省情参室

- ・(資料「障害者福祉システム標準仕様書【1.1版】(案)\_履歴有」9ページ)障害支援区分の判定 ソフトについての記載がある。この中で判定ソフトの組込型を利用する場合(パタン②-1)と、 別ベンダが用意している障害支援区分判定処理システムと連携して使用する場合(パタン②-2) があり、どちらのシステム構成でも差し支えないとしている。この記載についてはデジタル庁も認 識していると理解してよいか。
  - ⇒ (デジタル庁) デジタル庁としては組込型の利用は構成上、認められないと判断している。理由 としては判定ソフト自体が標準化範囲外となっているため、範囲外から範囲内の連携であり、標 準準拠システムへ判定結果を連携する機能が記載される必要がある。現時点でその記載がないと 認識している。
  - ⇒ (厚労省情参室) 判定された結果が標準準拠システムへ取込まれる機能が実装必須として記載されていれば認められると認識してよいか。
  - ⇒ (デジタル庁) その認識で問題ない。
  - ⇒ (事務局)機能帳票要件へ記載しているが、わかりにくいとの意見と理解したので障害者福祉システム標準仕様書の本編について記載の見直しを行う。 (検討課題一覧No246)

#### ○船橋市構成員

- ・標準システムと自治体独自事業の関係性について、9月22日に実施された関係府省会議の資料を確認 したが、標準システムにおける自治体独自事業の対応について理解が追いついていない。すでに方 針として何かしら確定しているのかどうかも踏まえて確認させてほしい。
  - ⇒ (デジタル庁) 独自事業について、上乗せ事業はパラメタ等より標準仕様に反映してほしい。また、横出し事業については別システムにて対応していただくことを想定している。
  - ⇒ (事務局) 上乗せ横出し事業についてパラメタでできない事業もあると事務局としては認識している。事務局としてはパラメタで対応できる事業で大多数の自治体が実施している事業について標準仕様に反映することで問題ないと思っているが、パラメタで対応できない事業についてはデジタル庁と厚生労働省で相談いただき、標準化法第8条2項による対応ができないかも含めて検討が必要であると認識している。

# ○生田構成員

・ガバメントクラウド上に用意された独自事業を利用する、しないは自治体の選択との話であるが、利用する、しないではなく、利用できない自治体も多くある。そういう意味では独自事業は地域の中にあり、ある意味閉じ込められた政策になっている。ガバメントクラウド等の標準化の中に含まれると、これはナショナルワイドの問題であり、利用できる自治体、利用できない自治体という格差の問題が表面化してしまう。テクニカルな問題としては、この検討会で議論できると思うが、政策的な問題を伴うため、厚生労働省を含め政策レベルでの検討をしていただいた方がいいのではないか考える。

以 上